

平成30年11月6日(火)
9:30~12:00
年縞博物館 セミナー室

三方五湖自然再生協議会

第二回自然護岸再生部会

会議次第

あいさつ

1. 前回までの会議のふりかえり
2. 久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖及びはす川の自然護岸再生の検討
3. 石倉かごの設置（進捗報告）
高瀬川とはす川の浚渫工事について
4. その他
 - ・ はす川の可動堰の運用について
 - ・ スケジュール [第三回部会 12月18日(火)午後]

【配布資料】

- ・ 会議次第、出席者
- ・ 資料1 議事録
- ・ 資料2 護岸再生検討書
- ・ 資料3 石倉かご設置について
- ・ 資料4 高瀬川とはす川の浚渫工事について

会議録

(用務名) 三方五湖自然再生協議会第二回自然護岸再生部会

(日 時) 平成30年11月6日(火) 9時25分～12時

(場 所) 年縞博物館セミナー室

(参加者) 東京大学	准教授	吉田 丈人
福井県立大学	准教授	田原 大輔
福井県里山里海湖研究所	研究員	宮本 康
南西郷漁業協同組合	組合長	武田 豊
鳥浜漁業協同組合	代表理事組合長	田辺 喜代春
海山漁業協同組合	代表理事組合長	田辺 善治
	〃 事務局	長谷 正伸
三方五湖浄化推進協議会	会長	吉田 良三
日本野鳥の会福井県	副代表	小嶋 明男
嶺南振興局敦賀土木事務所	主任	南北 淳
福井県安全環境部自然環境課	主任	西垣 正男
	〃 主事	寺田 佳織
株式会社BO-GA	代表取締役	関岡 裕明
	〃 主任	坂口 奈美

1 検討書について(検討概要)

- ・三方湖について、岸辺にクリーク(人工的水路)のような構造物を設置し稚魚が守られるような環境を創出できないか。成出に石垣で一部凹んでいるところ(船着き場)がある。
- ・三方湖内にワンドやヨドミを作るイメージか
- ・現実的にできる範囲で、具体的な構造や設置場所を検討書に書き込むように配慮する(すぐに事業者が着手できるように)
- ・水月湖と菅湖の記載は、まとめても分けても良いが、再生方針は湖の特徴に合わせたもので湖ごとに作成。各湖の諸言を数行でも良いので入れて、湖の持つ背景を記載する。
- ・水月湖・菅湖のかつての姿に関する情報は、もう少し情報を集めて整理すれば書き込める。
- ・P29の方針の枠内「コンクリート護岸を再生させる」の表記は、語弊がある。既存のコンクリート護岸に捨石・・・を設置し護岸を修繕・改良といったわかりやすい表現にする。
- ・ところどころ見られる「現存する自然護岸」という表記は間違いで、正しくは「現存する自然湖岸」に修正
- ・P29 生息可能な浅い場所の確保(数十cmではなく、数m以下の水深は溶存酸素が少ないと訂正)
- ・P30の目標とする種・種群の魚介類に、テナガエビを追加。
- ・P31 コンクリート護岸の「延命化」は、国交省等で使う「長寿命化」の表現とする。
- ・水月湖・菅湖の護岸再生モデルとして、菅湖の右岸にある市や切迫の休耕水田をフナ稚魚の育成地等に活用できると良い。具体的な場所を示さずモデル図にできないか。(同時に湿地等の再生ができれば画期的。)
- ・検討書には、関係団体に声をかけ、部会に参加を依頼するとともに、検討書にも名前を列記する。はず川水系の浚渫等、河川整備は、県だけでなく若狭町役場建設課や美浜町土木建築課および魚類の生息場所であれば若狭町農林水産課も加入を呼びかけるべき。県の管理ははず川のみなので、支川の整備も視野に入れるなら両町の参画が必要
- ・ハス川の自然再生は、P35は良い方法。大石を設置してワンドの創出することも、寄せ土の曲線化による多様な環境創出も、河川内の土石を用いているので、占有許可は不要。国交省も推奨している自然再生。
- ・どこにこの自然再生を行うかマップ上に示すなどするとすぐに事業に使える。

2 浚渫について

- ・浚渫工事は、産卵場所の破壊や工事によって下流へ濁水が流れ、魚の卵への影響が出る。魚種によって配慮すべき時期が異なる。魚種ごとに生活史を考慮した浚渫時期等をまとめる。P36の表には、ワカサギを追加。
- ・浚渫は高瀬川はコイ、フナ、ナマズの産卵（5月）への影響を配慮して12月～3月の実施できるとよいが。
- ・もう1か所のはす川は、サケの産卵への影響が懸念。サケは11～12月に産卵し、2か月かけてふ化することを考えると、11月～3月までは浚渫は避けるべきだが、今年度中の事業であることから、3月中旬に実施が望ましい。
- ・P37 今後、はす川等の発生した土砂は、三方五湖内の「自然再生護岸に活用することが望ましい」を「積極的に自然護岸の再生に利用すること（防災・減災しながら自然再生すること）」に書き換え、Eco-DRR色を強く打ち出す）
- ・浚渫工事は洪水時期である夏は法律上も氾濫の危険性からも不可（非常時を除く）、11月～3月が実施可能期間。
- ・浚渫する場所は土砂が滞留する場所であり概ね決まっている。事前に、各場所でどのような多自然川づくりができるのかを検討書に書き込む。
- ・浚渫土砂の利用法が漁協（水域）毎に違うため希望する土砂の質も異なる。
- ・こうした漁協毎（水域毎）の浚渫土砂の活用方法・希望する土砂の質・活用する地点のヒアリングを実施中。最終的には一覧表に整理して検討書に書き込み、浚渫土砂の積極的な活用に役立てられることをねらいとする。

3 平成31年度自然再生施設の設置について

- ・今年度敦賀土木で浚渫した土砂は、仮置きしてあるので、土質を確認して欲しい。
- ・「石詰めボトルユニット」で土止めした後土砂をいれ、人工産卵床を創出する工事ができるとよい。

4 ハス川の可動堰の運用について

- ・可動堰は昭和50年代に設置されたものだったと思う。
- ・可動堰による取水によって、ハス川の水が激減し、川魚に大きく影響。
- ・水利権は、田名集落と地元土地改良区が取得され正当に取水。
- ・今後、地元と協定を結ぶなどして可動堰の運用を取り決めることが必要。
- ・丁寧に協議をすすめ、次回会議で課題や進捗を報告する。

5 今後のスケジュール

- ・石詰めボトルユニットの設置は、11月中を予定。具体的に決まれば連絡する。設置時期は、企業貢献でお手伝いくださる土建業からの回答待ち。
- ・第3回部会開催は、12月18日（火）三方青年の家 研修室
13:30～14:30 寛文大地震の講演会 ※広く広報。プレスリリースする。
14:30～17:00 第3回部会を開催
- ・第4回部会 1月23日（水）午後
※年間予定になかったが、検討書を完成させるために第4回を開催する。